

市区第 303 号
平成 30 年 7 月 19 日

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 福岡市長 高島 宗一郎
(市民局 総務部 区政課)

福岡市住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について(諮問)

福岡市住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について、個人情報保護条例第56条第2項第4号の規定により、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	特定個人情報保護評価に関する規則【第7条 第4項】
特定個人情報を取り扱う事務の名称等	事務の名称 住民基本台帳事務 対象人員 30万人以上 ファイル取扱人数 100人以上500人未満 重大事故の有無 発生なし
事 務 の 内 容	住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳ネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 なお、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を事務で取り扱っている。
評 価 書 の 概 要	別紙「評価書の概要」のとおり。
その他審議の参考となるべき事項 (参考事項、 市民意見募集の結果 等)	○市民意見募集の結果 募集期間 平成30年6月4日～7月3日 意見の状況 提出意見なし

(別添)

- ・ 全項目評価の概要
- ・ 対象事務等の説明参考資料
- ・ 基礎項目評価書
- ・ 全項目評価書
- ・ 全項目評価書(参考:既存システム分)
- ・ 評価書変更箇所説明資料